

No.	⑥-4		R7 予算額	—
事業名	先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について		府省庁名	中小企業庁
概 要	賃上げ方針（雇用者給与等支給額が 1.5%以上増加）を位置付けた先端設備等導入計画を作成し、自治体に提出の上認定を受けた場合、当該計画に基づき取得した設備に係る固定資産税を軽減することで、中小企業の生産性向上や賃上げに資する取組を支援。			
支援対象	資本金額 1 億円以下の法人、従業員数 1,000 人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）	補助率	雇用者給与等支給額を 1.5%以上とする賃上げ方針を位置付けた先端設備等導入計画に基づき取得した設備に係る固定資産税の課税標準を 3 年間 1/2 に軽減。 さらに、雇用者給与等支給額を 3.0%以上とする賃上げ方針を位置付けた先端設備等導入計画に基づき取得した設備については、当該設備に係る固定資産税の標準課税を 5 年間、1/4 に軽減。	
対象事業	市町村より認定を受けた、賃上げ方針（雇用者給与等支給額が 1.5%以上増加）が位置付けられた年平均 3 %以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」に基づき新規取得する、投資利益率が年率 5 %以上の投資計画に記載された下記の設備。（※ 1） 【減価償却資産の種類（最低取得価格）】 ◆機械装置（160 万円以上） ◆測定工具及び検査工具（30 万円以上） ◆器具備品（30 万円以上） ◆建物附属設備（※ 2）（60 万円以上） ※ 1 市町村によって異なる場合あり ※ 2 家屋と一体となって効用を果たすものを除く （注）生産、販売活動等の用に直接供されるものであること、中古資産でないことが要件となります。			
支援内容	雇用者給与等支給額を 1.5%以上とする賃上げ方針を位置付けた先端設備等導入計画に基づき取得した設備に係る固定資産税の課税標準を 3 年間 1/2 に軽減。さらに、雇用者給与等支給額を 3.0%以上とする賃上げ方針を位置付けた先端設備等導入計画に基づき取得した設備については、当該設備に係る固定資産税の標準課税を 5 年間、1/4 に軽減。			
離島での実績				
備 考	○先端設備等導入計画の実績（令和 6 年 9 月末時点） ・実施自治体数：1,657 自治体 ・設備投資の認定件数：14,919 件（うち賃上げ方針が位置付けられたもの 9,111 件） ・見込まれる設備台数：62,548 台（うち賃上げ方針が位置付けられたもの 33,202 台） ・見込まれる設備投資額：約 7,539 億円（うち賃上げ方針が位置付けられたもの 4,785 億円）			
担当部署	中小企業庁経営支援部経営支援課			
連絡先	03-3501-1763			
参照 HP	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html			